

「神奈川県建築基準法施行細則の一部改正（案）」に関する提出意見
及びこれに対する県の考え方

1 意見募集期間

令和7年 4 月 25 日（金曜日）から令和7年 5 月 24 日（土曜日）

2 意見募集結果

(1) 意見件数 5件（2名）

(2) 意見区分

意見区分	延べ件数
1 改正内容に関する意見	4件
2 その他	1件
合 計	5件

(3) 意見の反映状況

反映区分	延べ件数
A 規則に反映させたもの	—
B 意見の趣旨がすでに規則に盛り込まれているもの	2件
C 今後の取組において参考にするもの	1件
D 規則に反映できないもの	—
E その他	2件
合 計	5件

番号	意見区分	意見要旨	対応区分	県の考え方
1	1	<p>換気設備と非常用照明装置の周知期間対応については理解できますが、可動式防煙壁についても建築物定期報告で行う必要があるのでしょうか。</p> <p>建築設備検査の排煙設備の検査項目で検査することになっているので不要ではないのでしょうか。</p>	B	<p>現在、可動式防煙壁については、建築物の定期報告の調査対象とするとともに、排煙機を設けた建築物では建築設備の定期報告の検査対象ともしています。</p> <p>今回告示改正に伴い、建築物の定期報告の調査対象から可動式防煙壁が除かれるため、これまで通り建築物で定期報告を行うことができるよう整理しています。</p>
2	1	<p>調査方法について、「3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査の記録がある場合にあっては」とある部分について、改正前告示の内容と同じにしたことと理解していますが、「3年以内」とあるのは調査報告周期を3年としている場合であって、神奈川県の場合、調査・報告が毎年必要な場合には毎年検査が必要という解釈でよいのでしょうか。</p> <p>もしそうであれば、「3年以内」ではなく「1年以内」等としないと誤解を招くのではないのでしょうか。</p>	B	<p>ご指摘のありました「3年以内」には改正前告示の趣旨を踏まえて整理しています。</p>
3	1	<p>別に定める調査の結果に関する書類はいつ公開されるのでしょうか。</p> <p>また、今回の改正（案）の項目の調査で要是正と判定した場合に、調査報告書の第三面2.にはどのように記載して報告することになるのでしょうか。</p>	E	<p>本規則の公布後、すみやかにお知らせいたします。</p> <p>また、建築基準法施行規則第36号の2様式（第5条関係）の第三面2.調査の状況に記載する際は、その他の欄に記載いただくこととなります。</p>
4	1	<p>一定の周知期間とはどれくらいで、いつから告示の内容に改正予定をお考えでしょうか。</p>	E	<p>神奈川県建築基準法施行細則の施行後、すみやかに手続きを進め、改正の検討を行います。</p>
5	2	<p>建築に関わる法案・規則は複雑な為、流れ図などで新しい規則に基づいた手順を示したり、新旧対照表を用いてどこが変わったかを表記してくれると理解しやすいと思います。</p> <p>案の内容自体には賛成です。</p>	C	<p>今後の参考といたします。ご意見ありがとうございました。</p>